

○内閣府令第 号

無尽業法（昭和六年法律第四十二号）その他の関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和三年 月 日

内閣総理大臣 菅 義偉

無尽業法施行細則等の一部を改正する内閣府令

（無尽業法施行細則の一部改正）

第一条 無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十二條の三第一項第二号中「業務規程（」の下に「第四項、」を加え、同條に次の二項を加える。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）をもつて作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものによ

り行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

監査書雛形中「印」を削り、同雛形中「署名スベシ」を「記載スベシ」に改める。

附属明細書ひな形中「㊟」を削る。

説明書雛形中「㊦」を削る。

(公認会計士等登録規則の一部改正)

第二条 公認会計士等登録規則(昭和四十二年大蔵省令第八号)の一部を次のように改正する。

様式第六号中「㊦」を削る。

様式第七号中「㊦」を削る。

(銀行法施行規則の一部改正)

第三条 銀行法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第四号の二第2記載上の注意1(3)③中「ハのヲ」を「ハのヲ(ハ)」に改める。

別紙様式第十号及び別紙様式第十五号中「㊦」を削る。

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第四条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号(記載上の注意を除く。)中「㊦」を削る。

別紙様式第二号中「㊦」を削り、同様式記載上の注意1.(1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2

別紙様式第五号」に改める。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「五」を削る。

別紙様式第六号中「五」を削り、同様式記載上の注意1. (1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。

別紙様式第七号、別紙様式第八号及び別紙様式第九号（記載上の注意を除く。）中「五」を削る。

別紙様式第十号中「五」を削り、同様式記載上の注意1. (1)中「第31条第3項第1号」を「第31条第2項第5号」に改める。

別紙様式第十一号及び別紙様式第十二号中「五」を削る。

（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条第九号中「」を「第四十二条の三第四項において同じ。」に改め、同条に次の一項を加える。

2 法第二条第一項において準用する信託業法第二十六条第二項の規定、令第九条第一項及び第二項の規定並びに第十六条及び第十七条の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

第三十一条の二十一第四項中「掲げる方法」を「に掲げる方法」に改める。

第四十二条の三第一項第二号中「業務規程（）」の下に「第四項、」を加え、同条に次の二項を加える。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもつて作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に

備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第六条 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第三十条の三に次の一項を加える。

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面(以下この項において「認可申請書等」という。)の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

第三十条の十八第一項第二号中「業務規程(」の下に「第四項、」を加え、同条に次の一項を加える。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記

録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

別紙様式第四号の三から別紙様式第四号の六まで中「五」を削る。

別紙様式第十六号中「四」を削る。

(発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正)

第七条 発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二年大蔵省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一号様式記載上の注意(1)中「なお、第五条第六項に規定する電磁的方法により当該通知書に記載すべき事項を添付する場合は、公開買付けの印は暗印することができる。」を削る。

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第八条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令（平成四年大蔵省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

別紙様式一から別紙様式四までを次のように改める。

別紙様式1

表 面

第 号
身 分 証 明 書
官 職 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第1項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。
_____ 年 _____ 月 _____ 日
金融庁長官

(金融庁総合政策局又は監督局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦5.4 cm×横8.6 cmとする。

表 面

第 号
身 分 証 明 書
官 職 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第1項に掲げる法令の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。
_____ 年 _____ 月 _____ 日
財務局長又は福岡財務支局長

(財務局又は福岡財務支局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦 5.4 cm × 横 8.6 cm とする。

別紙様式2

表 面

第 号	
検 査 証 票	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第2項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。	
_____年 _____月 _____日	
金融庁長官	

(金融庁企画市場局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦 5.4 cm×横 8.6 cmとする。

表 面

第 号	
検 査 証 票	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第2項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。	
_____年 _____月 _____日	
財務局長又は福岡財務支局長	

(財務局又は福岡財務支局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦 5.4 cm×横 8.6 cmとする。

別紙様式3

表 面

第 号	
検 査 証 票	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第3項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。	
_____年 _____月 _____日	
金融庁長官	

(金融庁企画市場局又は監督局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦5.4 cm×横8.6 cmとする。

表 面

第 号	
検 査 証 票	
官 職	_____
氏 名	_____
生年月日	_____年 _____月 _____日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第3項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。	
_____年 _____月 _____日	
財務局長又は福岡財務支局長	

(財務局又は福岡財務支局用)

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦 5.4 cm×横 8.6 cmとする。

別紙様式4

表 面

第 号
検 査 証 票
職名（又は官職） _____
氏 名 _____
生 年 月 日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生
上記の者は、金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令第4項に規定する法律の規定に基づく検査に従事する者であることを証明する。
_____ 年 _____ 月 _____ 日
金融庁長官

裏 面

写 真	<ol style="list-style-type: none">1. 本証は、検査の際に必ず携帯すること。2. 本証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。3. 本証を紛失し、若しくは汚損し、又は記載事項に変更があった場合は、即時にその旨を申告して再交付を受けること。4. 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。
-----	---

(備考) 規格は、縦5.4 cm×横8.6 cmとする。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号（記載上の注意を除く。）中「五」を削る。

別紙様式第二号中「五」を削り、同様式記載上の注意1. (1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第五号（記載上の注意を除く。）中「五」を削る。

別紙様式第六号中「五」を削り、同様式記載上の注意1. (1)中「第25条第3項第1号」を「第25条第2項第5号」に改める。

別紙様式第七号及び別紙様式第八号中「五」を削る。

(金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令の一部改正)

第十条 金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項第一号中「書類」の下に「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。）」を加える。

（発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令の一部改正）

第十一条 発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成六年大蔵省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「㉟」を「㉠」に改め、同様式1中「㉡」を「㉢」に改め、同様式2中「㉣」を「㉤」に改め、同様式3中「㉥」を「㉦」に改め、同様式4中「㉧」を「㉨」に改め、同様式記載上の注意中(1)を削り、(2)を(1)とし、(3)から(5)までを1ずつ繰り上げる。

（保険業法施行規則の一部改正）

第十二条 保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号から別紙様式第一号の八まで中「㉩」及び「㉪ ㉫」を削る。

別紙様式第二号の三及び別紙様式第三号の三中「㉬」を削る。

（金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則の一部改正）

第十三条 金融業者の貸付業務のための社債の発行等に関する法律施行規則（平成十一年
総理府
大蔵省 令第三十一

号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号、別紙様式第四号及び別紙様式第六号中「**四**」を削る。

（資産の流動化に関する法律施行規則の一部改正）

第十四条 資産の流動化に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条、第二十三条第二項、第二十七条第二項、第二十九条第十項、第三十一条第二項、第三十二条第三項、第二百五条及び第一百十二条第六項中「受理印を押して」を削る。

（投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正）

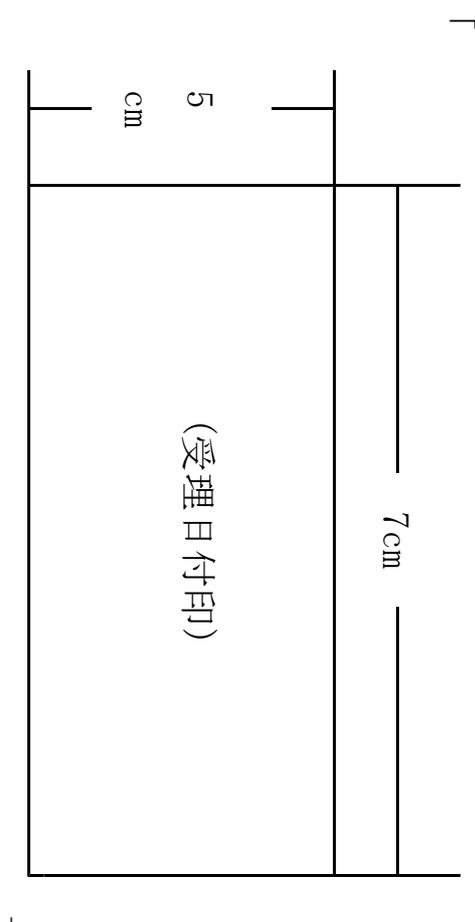
第十五条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第十五条中「以下」の下に「この章から第四章までにおいて」を加える。

第四百条第二項中「以下」の下に「この節において」を加える。

第百九条中「受理印を押して」を削る。

第二百三十七条第一項第八号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「補てんする」を「補填する」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。



別紙様式第二号中

を削る。

別紙様式第十四号及び別紙様式第十五号中「」を削る。

（資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内

閣府令の一部改正)

第十六条 資産対応証券の募集等又はその取扱いを行う特定目的会社及び特定譲渡人に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受理印を押して」を削る。

第十九条第一項第八号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「補てんする」を「補填する」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。）」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令の一部改正）

第十七条 特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規制等に関する内閣府令（平成十二年総理府令第三百三十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「受理印を押して」を削る。

第十九条第一項第八号中「すべての要件」を「要件の全て」に改め、同号ハ中「補てんする」を「補填する」に改め、「書面」の下に「又は電磁的記録（金融商品取引法第十三条第五項に規定する電磁的記録

をいう。」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令の一部改正）

第十八条 金融機関等の組織再編成の促進のための特別措置に関する内閣府令（平成十四年内閣府令第八十八号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項及び第六条第五項中「記名押印し」を「記名し」に改める。

様式第一から様式第四まで中「㊦」を削る。

（内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十九条 内閣府の所管する金融関連法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年内閣府令第十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて、次の各号のいずれかに該当するものと併せてこれを送信しなければ」を「次の各号のいずれかの方法により申請等を

行わなければ」に改め、同項第一号から第四号までを次のように改める。

一 前項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であつて次のいずれかに該当するものと併せてこれを送信する方法

イ 商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第十二条の二第一項及び第三項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ロ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五百十三号）第三条第一項に規定する署名用電子証明書

ハ 金融庁長官が告示で定める電子証明書（イ及びロに掲げるものを除く。）

ニ イからハまでに掲げるもののほか、行政機関等が指定する電子証明書

二 識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力する方法

三 識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、生体認証符号等（個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した符号その他の申請等を行う者を認証

するための符号をいう。以下同じ。)を使用する方法

四 識別符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、生体認証符号等を使用する方法

第五条第一項中「とは、前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項各号に掲げるものと併せて送信すること又は同項ただし書に規定する措置をいう」を「は、次の各号に掲げる措置又は第四条第二項ただし書に規定する措置とする」に改め、同項に次の各号を加える。

一 前条第一項第一号に掲げる事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて同条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて送信すること。

二 前条第二項第二号の識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力すること。

三 前条第二項第三号の識別符号及び暗証符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等を使用すること。

四 前条第二項第四号の識別符号を申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し生体認証符号等

を使用すること。

第五条第二項中「とは、第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項各号に掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること又は第九条第一項ただし書に規定する措置をいう」を「は、次の各号に掲げる措置又は第九条第一項ただし書に規定する措置とする」に改め、同項に次の二号を加える。

一 第九条第一項の規定に基づき入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて前条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにこれを記録すること。

二 識別符号及び暗証符号を処分通知等を行う行政機関等の使用に係る電子計算機から入力すること。

第五条第三項中「前条第二項各号」を「前条第二項第一号イからニまで」に改める。

第九条第一項中「当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項各号に掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記

録しなければ」を「次の各号のいずれかの方法により処分通知等を行わなければ」に改め、同項に次の二号を加える。

一 当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書であつて第四条第二項第一号イからニまでに掲げるものと併せて当該行政機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

二 識別符号及び暗証符号を処分通知等を行う行政機関等の使用に係る電子計算機から入力する方法
第九条第二項中「電子署名又は前項ただし書」を「前項各号又は同項ただし書」に改める。

第十条第一号中「識別番号及び暗証番号」を「識別符号及び暗証符号」に改め、同条第三号中「前二号」を「前四号」に改め、同号を同条第五号とし、同条第二号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力並びに生体認証符号等の使用

三 第八条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号の入力及び生体認証符号等の使用

（公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令の一部改正）

第二十条 公認会計士・監査審査会の職員が検査の際に携帯すべき証票の様式を定める内閣府令（平成十六

年内閣府令第八号）の一部を次のように改正する。

別紙様式を次のように改める。

別紙様式

表

第	検 査 証 票	号
職名（又は官職）	_____	
氏 名	_____	
生 年 月 日	_____	

上記の者は、当審査会に所属する職員で、公認会計士法（昭和23年法律第103号）の規定に基づき、検査に従事する者であることを証明する。

令和 年 月 日
公認会計士・監査審査会

裏

写真

- 1 本証は、検査の際に必ず携帯すること。
- 2 本証を他人に貸与又は譲渡しないこと。
- 3 本証を紛失、汚損し又は記載事項に変更があった場合は、即時その旨を申告して再交付を受けること。
- 4 検査に従事しなくなったときは、速やかに本証を返納すること。

(備考)規格は、縦6.0cm×横8.5cmとする。

(信託業法施行規則の一部改正)

第二十一条 信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

第二十六条に次の二項を加える。

6 第一項の規定による申請書又は当該申請書に添付すべき書類（以下この項において「申請書等」という。）の提出については、当該申請書等が電磁的記録（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）をもって作成されているときは、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 取締役の使用に係る電子計算機と信託会社の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、信託会社の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 取締役の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

7 前項の「電子情報処理組織」とは、取締役の使用に係る電子計算機と、信託会社の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

第三十四条第一項中「以下」を「第六十八条を除き、以下」に改める。

第三十八条第八号中「（法第三十四条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）」を削り、同条に次の一項を加える。

2 法第二十六条第二項、令第十三条第一項及び第二項の規定並びに第三十四条及び第三十五条の規定は、前項第二号の規定による信託財産状況報告書の交付について準用する。

第六十八条に次の五項を加える。

3 指図権者（法第六十五条に規定する指図権者をいう。以下この条において同じ。）は、第一項第三号の規定による受益者の書面による同意に代えて、第六項で定めるところにより、当該受益者の承諾を得て、当該受益者の同意を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であ

つて次に掲げるもの（第六項及び第七項において「電磁的方法」という。）により得ることができる。

この場合において、当該指図権者は、当該受益者の書面による同意を得たものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 指図権者の使用に係る電子計算機と受益者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指図権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該受益者の同意に関する事項を電気通信回線を通じて受益者の閲覧に供し、当該指図権者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該受益者の同意に関する事項を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに受益者の同意に関する事項を記録したものを得る方法

4 前項各号に掲げる方法は、受益者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成することができるものでなければならぬ。

5 第三項の「電子情報処理組織」とは、指図権者の使用に係る電子計算機と、受益者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

6 指図権者は、第三項の規定により受益者の同意を得ようとするときは、あらかじめ、当該受益者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、書面又は電磁的方法による承諾を得なければならぬ。

一 第三項各号に掲げる方法のうち指図権者が使用するもの

二 ファイルへの記録の方式

7 前項の規定による承諾を得た指図権者は、当該受益者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があったときは、当該受益者の同意を電磁的方法によって得てはならない。

ただし、当該受益者が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
第七十七条に次の一項を加える。

2 法第二十六条第二項、令第十三条第一項及び第二項の規定並びに第三十四条及び第三十五条の規定は、前項第二号の規定による同号に規定する書面の交付について準用する。

第八十条の三第一項第二号中「業務規程（）」の下に「第四項、」を加え、同条に次の二項を加える。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算

機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正)

第二十二条 金融商品取引法第六章の二の規定による課徴金に関する内閣府令(平成十七年内閣府令第十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「記名押印する」を「記名する」に改める。

第十条中「記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をし」を「記名し」に改める。

第二十五条第二項中「記名押印し、審判長が認印し」を「記名し」に改め、同条第三項を削る。

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第二十三条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)の項中「第六十六条の十六」の下に「、第六十六条の十七第二項」を加え、同表船主相互保険組合法(昭和二十五年法律第百七十七号)の項中「第三

十三条の二第二項」を「第三十三条第六項（第十五条第七項において準用する場合を含む。）において準用する会社法第三百十条第六項、第三十三条の二第二項」に、「会社法第四百九十四条を「同法第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項及び第四百九十六条第一項」に改め、同表信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）の項中「第四百九十四条第三項」を「第四百九十二条第四項、第四百九十四条第三項」に改め、同表保険業法（平成七年法律第百五号）の項中「第五十三条の二十八」を「第五十三条の二十八第六項」に、「二百七十条の四第九項」を「第二百七十条の四第九項」に、「第五百八条第一項」を「第四百九十二条第四項、第五百八条第一項」に改め、同表資産の流動化に関する法律（平成十年法律第百五号）の項の次に次のように加える。

<p>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成十二年総理府令第百二十九号）</p>	<p>第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）</p>
--	---------------------------------

別表第三金融商品取引法の項中「第六十六条の十六」の下に「、第六十六条の十七第二項」を加え、同表保険業法の項中「第七十三條の三」を「第二十一条第二項、第九十八條第二項及び第二百九十三條において準用する商法第五百四十六條第一項及び第五百四十七條第一項、第七十三條の三」に、「及び」を「並びに」に改め、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）
----------------------	--------------------------

別表第四金融商品取引法の項中「第六十三条の四第三項」の下に「、第六十六条の十七第二項」を加え、同表船主相互保険組合法の項中「第三十三条の二第四項」の前に「第三十三条第六項（第十五条第七項において準用する場合を含む。）」において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）」の下に「、第四十条及び第四十八条第二項において準用する同法第三百八十九条第四項（第一号に係る部分に限る。）」を、「第四十四条

の六第三項（第一号に係る部分に限る。）」の下に「、第四十八条第一項において準用する同法第四百九十六条第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、「会社法」を「同法」に改める。

同表保険業法の項中「第二百七十二条の二十九において準用する場合を含む。」の下に「、第五百零六条の二第二項（第一号に係る部分に限る。）」を加え、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

投資信託及び投資法人に関する法律施行規則	第二百五十二条第二項（第三号に係る部分に限る。）
----------------------	--------------------------

別表第五船主相互保険組合法の項中「第四十四条の六第三項（第二号に係る部分に限る。）」の下に「、第四十八条第一項において準用する会社法第四百九十六条第二項（第二号に係る部分に限る。）」を加え、「会社法」を「同法」に改め、同表保険業法の項中「第十七条の四第二項（第二号に係る部分に限り、第五十七条第四項において準用する場合を含む。）」の下に「、第二十一条第二項、第九十八条第二

項及び第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七条第二項」を加え、同表資産の流動化に関する法律の項の次に次のように加える。

金融サービスの提供に関する法律	第三十条において準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第二項並びに第五百四十七條第二項
-----------------	---

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第二十四条 金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)の一部を次のように改正する。

第百十九条第一項第八号ハ及び第二百七十七条第一項第八号ハ中「書面」の下に「又は電磁的記録」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

(有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第二十五条 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第一項第一号中「関し書面」の下に「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下この項及び第六十三条第一項において同じ。）」を加え、同項第十四号イ中「（法第十三条第五項に規定する電磁的記録を含む。以下イ及び第六十三条第一項第十四号イにおいて同じ。）」を削る。

（公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令の一部改正）

第二十六条 公認会計士法の規定による課徴金に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第三条第三項中「記名押印する」を「記名する」に改める。

第十一条中「記名押印して、毎葉に契印又はこれに準ずる措置をし」を「記名し」に改める。

第二十六条第二項中「記名押印し、審判長が認印し」を「記名し」に改め、同条第三項を削る。

（特定社員登録規則の一部改正）

第二十七条 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第三号及び別紙様式第四号中「五」を削る。

(金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第二十八条 金融商品取引法第五章の五の規定による指定紛争解決機関に関する内閣府令(平成二十一年内閣府令第七十七号)の一部を次のように改正する。

第四条中「すべて」を「全て」に改め、同条第一項第二号中「業務規程(」の下に「第四項、」を加え、同条に次の二項を加える。

4 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記録(法第十三条第五項に規定する電磁的記録をいう。)をもって作成されているときには、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものにより行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

5 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(前払式支払手段に関する内閣府令の一部改正)

第二十九条 前払式支払手段に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第三号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第九号及び別紙様式第十号中「五」を削る。

別紙様式第十九号第2面記載上の注意3. 中「~~四~~」を「~~五~~」に改める。

別紙様式第二十二号中「~~五~~」を削る。

(資金移動業者に関する内閣府令の一部改正)

第三十条 資金移動業者に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第四号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号、別紙様式第九号、別紙様式第九号の八及び別紙様式第九号の九中「五」を削る。

別紙様式第十七号第一面の表記載上の注意中「五」を「五」に改める。

別紙様式第十九号第一面及び別紙様式第二十号第一面中「五」を「五」に改める。

(資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令の一部改正)

第三十一条 資金移動業等の指定紛争解決機関に関する内閣府令(平成二十二年内閣府令第八号)の一部を

次のように改正する。

第四条第一項第二号中「業務規程」の下に「第五項、」を加え、同条に次の二項を加える。

5 業務規程等の交付若しくは送付又は意見書の提出については、当該業務規程等又は意見書が電磁的記

録(電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)をもつて作成されているときには、

電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるものによ

り行うことができる。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又はロに掲げるもの

イ 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

6 前項の「電子情報処理組織」とは、送信者の使用に係る電子計算機と、受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。

(店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令の一部改正)

第三十二条 店頭デリバティブ取引等の規制に関する内閣府令（平成二十四年内閣府令第四十八号）の一部

を次のように改正する。

第四条第四項中「第八条第六項及び第十条第四項において」を「以下」に改める。

第五条第三項中「第九条第三項並びに第十一条第三項及び第五項において」を「以下」に改める。

第十四条に次の一項を加える。

3 第一項の規定による認可申請書又は当該認可申請書に添付すべき書面（以下この項において「認可申請書等」という。）の提出については、当該認可申請書等が電磁的記録で作成されている場合には、電磁的方法により行うことができる。

（暗号資産交換業者に関する内閣府令の一部改正）

第三十三条 暗号資産交換業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第八号及び別紙様式第九号中「~~五~~」を削る。

別紙様式第十一号第1面及び別紙様式第十二号第1面中「~~金融サービス仲介業者等~~」を「~~金融サービス~~」に改める。

（金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正）

第三十四条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）の一部を次のように改正する。

第百十三条第一項第八号ハ中「書面」の下に「又は電磁的記録」を、「交付され」の下に「、又は提供され」を加える。

（銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令の一部改正）

第三十五条 銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（令和三年内閣府令第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の表改正後欄の内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における

情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第一中

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）	第十八条第二項において適用五十二条の六十一の十二、第 十二、第 十二 及び第三十三条
------------------------------	---

する銀行法第
三十二条にお
条の四第二項

を

金融サービスの
提供に関する法
律（平成十二年
法律第一百号）

第十八条第二項において適用する銀行法第
五十二条の六十一の十二、第三十二条にお
いて準用する貸金業法第十二条の四第二項
、第三十三条及び第三十四条第二項

に改め、第十条の表

改正後欄の同令別表第三中

金融サービスの
提供に関する法
律

第十八条第二項において適用する銀行法第
五十二条の六十一の十二、第三十二条にお
いて準用する貸金業法第十二条の四第二項

を

金融サ
提供に
律

及び第三十三条

ービスの第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の十二、第三十条において

て準用する保険業法第二百九十三条において準用する商法第五百四十六条第一項及び第五百四十七条第一項、第三十二条において準用する貸金業法第十二条の四第二項、第三十三条並びに第三十四条第二項

に改め、第十条の表改正後欄の同令別表第四中

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項において適用する銀行法第五十二条の六十一の二十一第一項、第三十条において準用する貸金業法第十九条の二及び第四十二条第一項
-----------------	---

を

金融サービスの提供に関する法律	第十八条第二項に五十二条の六十一の二、第三十四条第一項
-----------------	-----------------------------

において適用する銀行法第二十一第一項、第三十条の二及び第四十二条第一

に改める。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。ただし、第二十三条内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則別表第五資産の流動化に関する法律の項の次に金融サービスの提供に関する法律の項を加える改正規定、第三十四条の規定及び第三十五条の規定は、金融サービスの利用者の利便の向上及び保護を図るための金融商品の販売等に関する法律等の一部を改正する法律（令和二年法律第五十号）の施行の日（令和三年十一月一日）から施行する。